

平成19年度建設工事等の発注見通しに関する公表

津別町が本年度に発注することが見込まれている建設工事について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第7条および同施行令第5条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

平成19年4月5日

問い合わせ先 役場管理係 ☎ 76 - 2151 内線 250・252

| 工 事 の 名 称 | 場 所 | 期 間 | 種 別 | 概 要 | 入札・契約の | |
|--------------------|-------|-----|------|--------------------|--------|-----|
| | | | | | 方 法 | 時 期 |
| 1 町道区画線設置工事 | 町内一円 | 40日 | 土木 | 中央線・路側線・ドット線 | 指名競争入札 | 5月 |
| 2 美園橋伸縮装置補修工事 | 共和・豊永 | 75日 | 土木 | 伸縮装置補修 L=16.86 m | 指名競争入札 | 5月 |
| 3 永代橋伸縮装置補修工事 | 達美 | 75日 | 土木 | 伸縮装置補修 L=9.47 m | 指名競争入札 | 5月 |
| 4 町営住宅屋根塗装工事 | 活汲・共和 | 40日 | 塗装 | 屋根塗装 3棟 | 指名競争入札 | 5月 |
| 5 町営住宅屋根塗装工事 | 旭町 | 40日 | 塗装 | 1棟6戸 | 指名競争入札 | 5月 |
| 6 町道106号線改良舗装工事 | 西町 | 75日 | 土木 | L=86 m W=5.5~4.0 m | 指名競争入札 | 5月 |
| 7 生活改善センター屋上防水改修工事 | 幸町 | 60日 | 建築 | 屋上防水改修 | 指名競争入札 | 5月 |
| 8 町営住宅火災報知器設置工事 | 町内一円 | 60日 | 消防設備 | 194戸 350個 | 指名競争入札 | 7月 |
| 9 LAN配線工事 | 幸町 | 30日 | 電気 | 行政システム用 | 指名競争入札 | 6月 |
| 10 町道2号線外舗装補修工事 | 町内一円 | 64日 | 土木 | 舗装補修 | 指名競争入札 | 7月 |
| 11 公衆浴場機器等補修工事 | 幸町 | 70日 | 設備 | ボイラー等給水・給湯設備改修 | 指名競争入札 | 7月 |
| 12 公衆浴場梁補修工事 | 幸町 | 80日 | 建築 | 梁改修 | 指名競争入札 | 7月 |
| 13 町道18号線改良舗装工事 | 高台町 | 75日 | 土木 | L=235 m W=4.0 m | 指名競争入札 | 8月 |
| 14 浄化槽設置工事 | 町内一円 | 30日 | 管 | 合併浄化槽 5~10人層 3基 | 指名競争入札 | 随時 |

新月額保育料（7月1日から適用されます）

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | | 月額保育料 | |
|----------------------|---|-------------------|--------|
| 階層区分 | 定 義 | 2歳以上 | 2歳未満 |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） | 0 | 0 |
| 第2階層 | 第1階層を除く前年度分及び当該年度分の町民税非課税世帯 | 3,000 (1,500) | 10,000 |
| 第3階層 | 第1階層、第2階層及び第5階層から第7階層を除き、町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 5,000 (3,500) | 15,000 |
| 第4階層 | 前年度分及び当該年度分の町民税の所得割が課税されている世帯 | 7,000 (4,900) | 20,000 |
| 第5階層 | 前年分の所得税課税額が72,000円未満世帯 | 9,000 (6,300) | 25,000 |
| 第6階層 | 前年分の所得税課税額が72,000円以上180,000円未満世帯 | 11,000 (7,700) | 30,000 |
| 第7階層 | 前年分の所得税課税額180,000円以上世帯 | 13,000 (9,100) | 35,000 |

この表の第2階層から第7階層の月額保育料欄の（ ）内の金額は、当該階層に属する世帯から2人以上の児童が入所している場合における、その2人目以上の児童に適用する月額保育料とする。定義のうち、町民税課税世帯に係る前年度分は、4月から6月分に適用し、当該年度分は7月以降の月額保育料に適用する。また、所得税課税世帯に係る月額保育料は、4月から6月分は前々年分の、7月以降は前年分の所得税課税額を適用する。

7月1日から保育料 が変わります！

保育料の改定

左表のとおり保育料が変わります
延長保育時間の変更

変更前 7:00 ~ 8:00

15:30 ~ 17:30

変更後 7:30 ~ 8:00

15:30 ~ 18:00

休業日の追加

① 3月29日～3月31日

② 国民の祝日や日曜日に保育
所行事を行った場合の翌日

③ その他町長が認めた日

入所基準（年齢判定基準日）

2歳未満は、入所承認日において
生後6カ月とする

問い合わせ先 役場福祉係

☎ 76 - 2151 内線 299